

平成26年1月26日執行の延岡市長選挙に係る
選挙の効力に関する異議の申出に対する決定書謄本

延岡市選挙管理委員会

決 定 書

宮崎県延岡市北川町長井4940番地2
異議申出人 岩 崎 信

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から、平成26年2月10日付けで提起された、平成26年1月26日執行の延岡市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、延岡市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。



主 文

本件異議の申出を棄却する。

異 議 の 申 出 の 要 旨

申出人は、自ら立候補した本件選挙について、当委員会が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反したこと及び選挙の基本理念である自由公正の原則を著しく阻害するような管理執行があったため、本件選挙を無効とする旨の異議の申出をしたものである。

その理由を要約すると、次のとおりである。

- 1 当委員会は、申出人に対して、ポスターの掲示に関する便宜供与を怠り、ポスター掲示場の設置場所を表示した詳細な図面を交付しなかった。また、ポスターの貼り付けの請負のあっせんをしなかったことは、候補者間に著しい不公平状態を生じさせた。

申出人は、延岡市における選挙で候補者となることは初めてであ

り、掲示板を探し、ポスターを貼る作業も初めてであったことは、選挙管理委員会も周知していながら、この候補者間の不公平状態を解消するために何ら対応をしなかった。

候補者には、多様な個性を有する市民になる可能性があり、個人の特性が尊重される選挙運営がなされなければならないことは、日本国憲法（以下「憲法」という。）第13条（個人の尊重）、第14条（平等保護）及び第31条（適正手続保障）並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第111条の2に違反する（要旨1）。

- 2 公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第1項第6号に規定する当委員会に届けられた選挙運動用ビラ（以下「本件選挙運動用ビラ」という。）を新聞折込みにより頒布する際、法定枚数16,000枚の本件選挙運動用ビラに1人で証紙の貼り付け作業をするには、1枚当たり10秒掛かるとすれば、44時間掛かることになり、1週間の法定労働時間を超えることになる。

本件選挙の候補者に対して、このような途方もない単純作業負担を負わせることは非人道的であり、信義則違反、公序良俗違反であり、憲法第13条及び第14条並びに民法第1条の違反である。また、過大な負担を課すことによる表現の自由の侵害であり、検閲であり、憲法第21条の違反である。

このような状態でありながら、当委員会は、申出人に対し、何ら便宜供与をしなかった（要旨2）。

- 3 本件選挙の期日の告示は平成26年1月19日、投票日は同年1月26日であった。法第33条第5項第4号では「少なくとも7日前」と規定されているが、これはやむを得ない事情がある場合のみ7日ということであり、特別な理由がなければ1ヶ月以上とる必要があるものと考えられる。

このように不当に短い選挙期間は、公序良俗違反、信義則違反である。憲法の基本理念である国民主権違反であり、公正な参政権の侵害であり、適正手続違反である。市民が候補者を比較、選択するための十分な時間を与えず、候補者がその政策公約を市民に伝える時間を与えないことは、自由公正な選挙を阻害するものである。（要旨3）

また、同条は、自治体の種類、規模等の違いによって差別しており、差別される自治体の住民の尊厳を侵害するもので、憲法第13条及び第14条の違反である。

- 4 憲法違反である次の選挙制度に基づいて執行された本件選挙は、適正手続に欠き、無効である。

(1) 延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年条例第26号。以下「条例」という。）第2条、第6条及び第9条は、憲法第14条に違反するもので、候補者間の不公平を増長するものである（要旨4(1)）。

(2) 法第86条の4において、立候補の届出期間が、選挙の期日の告示日のみに限られているのは、不当な立候補制限であり、期日前投票制度と同様に立候補期間についても1日に制限しない制度を設けていないことは不当である。

当委員会は、全市民に対して立候補の呼びかけを行わなければならないが、それを怠った（要旨4(2)）。

(3) 法第129条、第137条の2、第137条の3、第138条、第142条及び第148条第3項の規定は、いずれも憲法違反であり、表現の自由（市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「国際規約」）第19条、憲法第21条）、参政権の侵害である（要旨4(3)）。

(4) 本件選挙に立候補するための条件として供託金100万円を要求する法第92条は、憲法違反である（要旨4(4)）。

5 1から4までに指摘した事項は、憲法及び国際規約に反する。

6 表現の自由、平等な参政権は、民主主義社会の根幹をなしている自由権である。

7 供託金制度、戸別訪問及びビラ制限は立候補の自由を制限し、表現の自由を制限する選挙制度は廃止されなければならなかった制度である。

以上により、本件選挙は、選挙の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されていたことは明白である。憲法の諸規定、表現の自由が侵害されず、本件選挙が自由公正に行われた場合には、立候補者の数は増えた可能性があり、選挙の結果が異なったことは明らかであるから、本件選挙は無効とすることが相当である。当選人の選出に異動を及ぼすのみならず、申出人の得票数が供託金没収点を超えるか否かの異動を及ぼす可能性が高い。候補者としての基本的な最低限の権利としてのポスター掲示権、ビラの配布権等の不平等な状態が発生しなかった場合には、選挙の結果に異動を及ぼすことは明らかである。

決 定 の 理 由

1 異議の理由（要旨1）について

(1) 申出人は、要旨1において、当委員会が申出人に対して、ポスタ

一の掲示に関する便宜供与を怠ったとしている。

- (2) 法第144条の2第10項の規定において準用する同条第5項後段は、「市町村の選挙管理委員会は、ポスターの掲示に関し、政令で定めるところにより、当該公職の候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。」と規定しており、令第111条の2は、「市町村の選挙管理委員会は、ポスター掲示場の設置場所を表示した図面を交付し、ポスターのはりつけの請負のあつせんをし、又はポスター掲示場に掲示されたポスターが汚損し若しくは脱落している旨の通報をする等ポスターの掲示に関する便宜の供与に努めなければならない。」と規定している。

ポスター掲示場の設置場所を表示した図面及び一覧表については、各候補者が届け出に必要な書類等を事前に審査する日(以下「事前審査日」という。)を平成25年12月20日以降に各候補者の準備状況に応じ随時行い、各候補者の事前審査日の最も早い日に交付をしている。

これは、選挙期日の告示日の約1ヶ月前に図面及び一覧表を交付することで、各候補者が設置場所の確認を立候補の届出日の前に済ませることができるように配慮しているものである。

申出人の事前審査日の最も早い日は、平成25年12月25日であった。

この際、申出人には、他候補者と公平に同じ内容の図面及び一覧表を交付しており、また、後日、申出人からの図面の電子データ提供の求めに対しても応じるなど必要な便宜供与に努めており、令第111条の2の規定に違反しているとはいえない。

- (3) したがって、申出人が主張する異議の理由(要旨1)を採用することはできない。

2 異議の理由(要旨2)について

- (1) 申出人は、要旨2において、本件選挙運動用ビラを新聞折り込みにより頒布する際の証紙の貼り付け作業を求めたことを違法としている。
- (2) 本件選挙運動用ビラを頒布する際の手続については、法第142条第7項で、当委員会が交付する証紙をはらなければ頒布することができないと規定されており、当委員会は、当該規定に則った手続を申出人に求めたものであり、また、本件選挙運動用ビラに証紙を貼り付ける作業について、選挙管理委員会が便宜供与を行う義務はない。
- (3) したがって、申出人が主張する異議の理由(要旨2)を採用することはできない。

3 申出の理由（要旨3）について

- (1) 申出人は、要旨3において、7日間という選挙期間は不当に短く法第33条の規定が、憲法に違反していると主張している。
- (2) 選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

この場合において「選挙の規定に違反すること」については、最高裁判所の判決において、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称」するものと判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所第三小法廷判決）。

- (3) これをもとに検討すると、要旨3について申出人が選挙無効原因として法の規定が憲法違反であると主張する点は、申出人個人の一意見、考え方を述べているにすぎず、当委員会が法の規定に則って行った今回の選挙の管理執行手續において、明文の規定違反又は選挙の管理執行の手續上での選挙の自由公正の原則への著しい阻害があるとはいえない。
- (4) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨3）を採用することはできない。

4 申出の理由（要旨4(1)）について

- (1) 申出人は、要旨4(1)において、条例第2条、第6条及び第9条の規定について憲法第14条に違反することを主張する。
- (2) 条例第2条、第6条及び第9条は、法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、それぞれ延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における法第141条第1項の自動車の使用、延岡市長の選挙における法第142条第1項第6号のピラの作成、延岡市議会議員及び延岡市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めたものであり、この条例を定めたことにより、はじめて公費負担の制度を実施することが可能となるものである。

そのため、これらの規定は、申出人が主張するような候補者の不公平を助長するものではない。

また、これら条例第2条、第6条及び第9条のただし書にある「当



該候補者に係る供託物が法第93条第1項の規定により延岡市に帰属することとならない場合に限る。」と公費負担を制限する規定については、その根拠となる法第141条第8項が準ずる同条第7項で、選挙運動のために無料で使用できる自動車は「衆議院又は参議院議員の選挙にあっては当該公職の候補者に係る供託物が第93条第1項の規定により国庫に帰属することとならない場合に限る」こととされているなど、条例は、法に則って規定がされているものである。

(4) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨4(1)）を採用することはできない。

5 申出の理由（要旨4(2)）について

(1) 申出人は、要旨4(2)において、選挙の期日が決定したときは、当委員会が全市民に対して立候補の呼びかけを行わなければならないが、それを怠ったと主張する。

(2) 本件選挙においては、法第33条第5項で選挙の期日は、告示しなければならないと規定されているところ、当委員会は、規定に則って選挙の告示を行って公表しているものである、

また、本件選挙の期日を決定した平成25年9月2日には各報道機関に情報提供し広く報道されたほか、広報のべおか平成25年11月号では「立候補届出説明会の告知」を行っており、申出人が主張するように選挙及び立候補手続きに関する周知を怠った事実はない。

(3) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨4(2)）を採用することはできない。

6 申出の理由（要旨4(3)から要旨7）について

(1) 申出人は、要旨4(3)から要旨7までにおいて、法が憲法及び国際規約に反していること並びに選挙制度の問題点の指摘を行っている。

(2) 「4 申出の理由（要旨3）について」で述べたとおり、選挙の無効の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。

(3) そのため、要旨4(3)から要旨7までにおいて申出人が選挙無効原因として憲法及び法に対して主張する点は、申出人個人の一意見、考え方を述べているにすぎず、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合にあたらぬ。



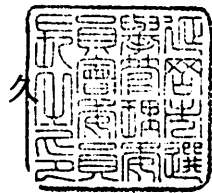
(4) したがって、申出人が主張する申出の理由（要旨4(3)から要旨7まで）を採用することはできない。

7 結論

以上のとおり、申出人の主張には、本件選挙を無効とする理由がないことから、法第216条第1項において準用する行政不服審査法第47条第2項の規定により、当委員会は主文のとおり決定する。

平成26年3月3日

延岡市選挙管理委員会
委員長 緒方 忠



この決定に不服のある者は、その決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で宮崎県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。（公職選挙法第202条第2項）

上記決定書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

平成26年3月3日

延岡市選挙管理委員会
委員長 緒方 忠

